

天童市高齢者健康福祉施設整備基本構想 (案)

平成 2 9 年 1 1 月
天 童 市

目 次

第1章 基本構想策定の趣旨及び位置付け	1
1 基本構想策定の趣旨	1
2 基本構想の位置付け	1
第2章 かまた荘、ふれあい荘及び公衆浴場の現状と課題	2
1 現状	2
2 課題	4
第3章 新施設の基本方針等	5
1 基本方針	5
2 基本コンセプト	6
第4章 新施設の具体的な機能	7
第5章 新施設の概要	8
第6章 新施設の建設に係る補助事業等の活用方針	9
1 関係する補助制度について	9
2 「工業再配置促進事業費補助金」の返還の要否について	9
参考資料 近隣の類似施設の当初及び改築時の補助金等の活用状況	10
第7章 新施設の整備スケジュール	11
第8章 基本構想の策定体制	12

第 1 章 基本構想策定の趣旨及び位置付け

1 基本構想策定の趣旨

昭和 46 年に建築された市老人保養センターかまた荘（以下「かまた荘」という。）は、建築後 46 年が経過しており、老朽化が著しく、また、耐震基準を満たしていないため、早期の改修が求められています。

また、昭和 51 年に建築された市民いきいの家ふれあい荘（1 階及び 2 階の和室などの部分のこと。以下「ふれあい荘」という。）及び公衆浴場についても、耐震基準は満たしているものの、建築後 41 年が経過しており、老朽化が進んでいます。

そこで、高齢者の健康の増進や生きがいづくりに寄与するとともに、市民の積極的な健康づくりを推進するため、かまた荘、ふれあい荘及び公衆浴場を「高齢者健康福祉施設」として一体的に整備することとし、そのための基本構想を策定するものとします。

2 基本構想の位置付け

基本構想は、第七次天童市総合計画を上位計画に位置付け、その理念に基づくとともに、高齢者福祉及び障がい者福祉の充実と市民の健康の増進に係る施策を具体化するものです。

また、第 2 次天童市地域福祉計画との整合性を図り、その事業展開に資するものです。

1 現状

かまた荘、ふれあい荘及び公衆浴場の現状は、それぞれ、次のようになっています。

(1) 施設の状況

ア かまた荘 昭和46年建築（建築後46年）

(ア) 敷地面積 1, 041 m²

(イ) 建物面積の合計 480 m²（鉄筋コンクリート造（一部木造）平屋建て）

(ウ) 内容

a 浴場（内風呂）男・女各1

b 休憩室（48畳×1室・16畳×2室・8畳×1室）

c 健康相談室

d 売店スペース

e 事務室など

イ ふれあい荘・公衆浴場 昭和51年建築（建築後41年）

(ア) 敷地面積 947 m²

(イ) 建物面積の合計 358 m²（鉄筋コンクリート造2階建て）

(ウ) 内容

a 1階

(a) 浴場（内風呂）男・女各1

(b) 和室（10畳×2室）

(c) 事務室など

b 2階

(a) 和室（8畳×2室・6畳×1室）

(b) 湯沸室など

(2) 施設の利用状況

ア かまた荘

(ア) 平成28年度の開設日数 308日

(イ) 1日当たりの平均利用者数 38人

(ウ) 年度別利用者数 次表のとおり

年度別利用者数（延べ）

（単位：人）

区分 年度別	高齢者	障がい者	児童・一般	合計
平成25年度	10, 925	384	70	11, 379
平成26年度	11, 885	299	76	12, 260
平成27年度	11, 543	295	92	11, 930
平成28年度	11, 362	248	81	11, 691

備考

- 1 平成26年度から高齢者の利用者数が微減している理由については、老人クラブの減少などによるものと考えられる。
- 2 障がい者については、天童市身体障がい者福祉協会の天童支部、成生支部、女性部などが障がい者の優先利用日（毎月第1日曜日及び第3土曜日）を中心として利用している。また、その利用者数が微減している理由については、建物がユニバーサルデザインでないこと、障がい者用の専用駐車場がないことなどの理由によるものと考えられる。
- 3 児童については、一般利用者の家族が主な利用者となっている。なお、平成28年度は、手話サークルの団体に所属している小中学生も利用していた。

イ ふれあい荘・公衆浴場

- (ア) 平成28年度の開設日数 327日
- (イ) 1日当たりの平均利用者数
 - a ふれあい荘 0.6人
 - b 公衆浴場 264人
- (ウ) 年度別利用者数 次表のとおり

年度別利用者数（延べ）

（単位：人）

区分 年度別	公衆浴場		ふれあい荘		合 計		総合計 ①+②
	大人	子ども	大人	子ども	大人 ①	子ども ②	
平成25年度	84,756	1,087	328	0	85,084	1,087	86,171
平成26年度	85,199	1,180	273	0	85,472	1,180	86,652
平成27年度	82,501	1,246	209	0	82,710	1,246	83,956
平成28年度	85,379	1,074	200	2	85,579	1,076	86,655

備考

- 1 平成28年度のふれあい荘の利用者数は202人（利用割合：0.2%）であり、公衆浴場の利用者数は86,453人（利用割合：99.8%）であった。
- 2 和室の利用者については、公衆浴場を利用した友人同士による当日の利用が主なものとなっている。また、近年は、これまで和室の利用者であった者が高齢となったことに伴い、かまた荘へ移るケースが多くなっている。

2 課題

かまた荘、ふれあい荘及び公衆浴場の課題は、それぞれ、次のようになっています。

(1) かまた荘

ア 昭和46年に建築され、建築後46年が経過しており、老朽化が著しい。

イ 建物の浴室棟、管理棟及び休憩棟のうち、平成25年度に実施した耐震診断において、管理棟及び休憩棟が耐震判定指標を大きく下回っており、建物全体の耐震改修が必要と判断された。

ウ ユニバーサルデザインへの対応がなされていない。

(ア) 段差の解消

(イ) 手すり・スロープの設置

(ウ) トイレの洋式化（現在は、男、女及び身障者用合わせて7基のうち、3基のみが洋式化）

エ 慢性的な駐車場不足となっている（駐車可能台数は14台）。

オ 送迎用の福祉バスが乗り入れするスペースがない（現在は、市道上に停車し、そこで利用者が乗降している。）。

(2) ふれあい荘・公衆浴場

ア 昭和51年に建築され、建築後41年が経過しており、老朽化が進んでいる。

イ ユニバーサルデザインへの対応がなされていない。

(ア) 段差の解消

(イ) 手すり・スロープの設置

(ウ) トイレの洋式化（現在は、男、女合わせて5基のうち、2基のみが洋式化）

ウ ほとんどの利用者が自家用車で訪れるため、慢性的な駐車場不足となっている（駐車可能台数は12台）。

エ ふれあい荘については、1日当たりの平均利用者数が0.6人であることから、ほとんど利用されていない状況にある。

1 基本方針

かまた荘は、昭和46年に高齢者の健康の保持及び老人福祉の向上を図ることを目的として建設されてから46年が経過し、建物や設備の老朽化が著しいことから、多様化する利用者のニーズに応えられなくなっています。

また、昭和51年に建築されたふれあい荘及び公衆浴場についても、耐震基準は満たしているものの、建築後41年が経過しており、老朽化が進んでいます。

そこで、前章の現状と課題を踏まえ、本市の代表的な地域資源である温泉が分湯されているメリットを生かしながら、急激な少子高齢社会の進展などの社会環境の変化や多様化する利用者のニーズに応えるため、高齢者の生きがいづくりや健康づくりなどの機能を加えた新たな施設として、高齢者健康福祉施設（以下「新施設」という。）を整備することとし、その基本方針を次のように定めます。

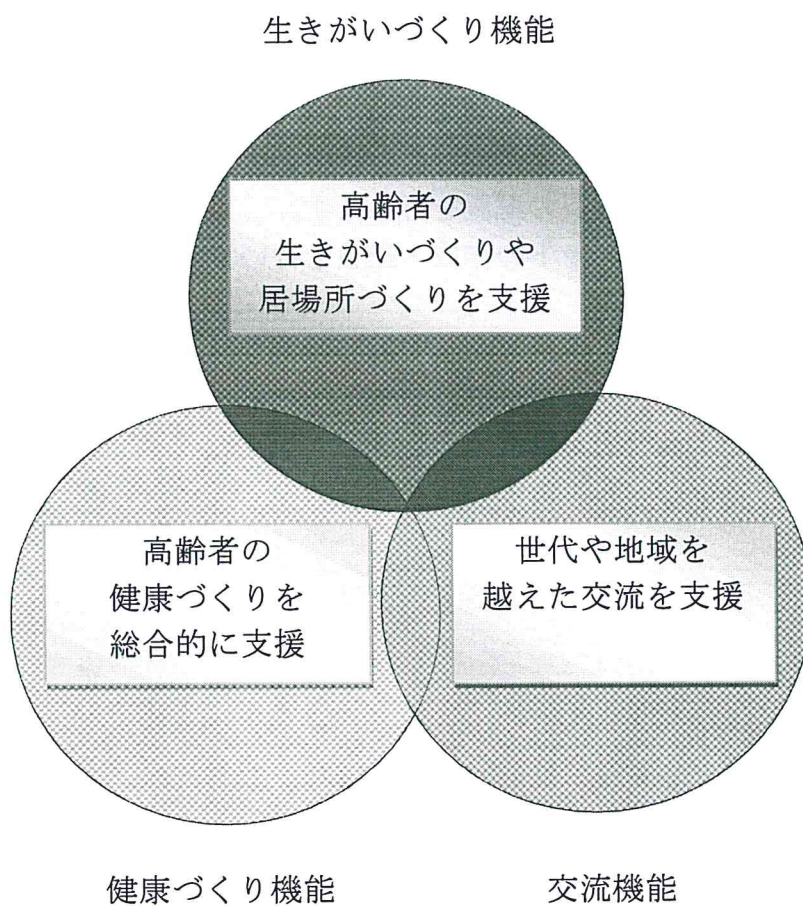
- (1) ふれあい荘及び公衆浴場の東側の隣接地を取得し、そこに新施設を整備します（13ページ別紙「現況図」参照）。
- (2) 新施設は、かまた荘、ふれあい荘及び公衆浴場の3つの機能を合わせた施設とし、浴場は、高齢者と一般利用者、観光客などとの共用とします。また、別に障がい者用の浴場を整備します。
- (3) 建物は、高齢者、障がい者などの安全に配慮し、木造平屋建てとします。
- (4) 利用者の健康と福祉の増進を図るため、ユニバーサルデザインに十分に配慮した施設とします。
- (5) 売店のみを設置し、食堂などは設置しないこととします。
- (6) 休憩室、多目的交流室などの利用対象者については、高齢者、障がい者などの利用を優先することとします。
- (7) 利用料金については、天童最上川温泉「ゆぴあ」などの利用料金と同程度の額とします。ただし、高齢者健康福祉施設であることを踏まえ、市内の75歳以上の高齢者や障がい者に対する割引制度を導入します。
- (8) かまた荘の跡地については、利用者及び職員の駐車場（自家用車50台分程度を確保）として整備します。

2 基本コンセプト

前項の基本方針を踏まえ、新施設の基本コンセプトとして、次の3項目を定めることとします。

- (1) 高齢者の生きがいつくりや居場所づくりを支援（生きがいつくり機能）
- (2) 高齢者の健康づくりを総合的に支援（健康づくり機能）
- (3) 世代や地域を越えた交流を支援（交流機能）

基本コンセプトのイメージ図



第4章 新施設の具体的な機能

新施設は、高齢者や障がい者などの利用者がゆったりとくつろぎながら、安心して利用することができる施設として、ユニバーサルデザインに十分に配慮しながら、第3章の基本コンセプトの機能が生かされるよう、次に掲げる「場」を整備することとします。

1 浴場

天童温泉街に近接し、本市の代表的な地域資源である温泉が分湯されているメリットを生かし、高齢者や障がい者のみならず、世代や地域を越えて、誰もが気軽に入浴を楽しむことができる場（健康づくり機能・交流機能）

なお、利用者の混雑を緩和するため、浴場には、洗い場を多く設置します。

2 休憩室

高齢者や障がい者などのグループが仲間づくりや趣味を楽しみながら、心豊かに過ごすことができる場（生きがいづくり機能・交流機能）

3 休憩ラウンジ

入浴後の利用者の憩いの場又は利用者が相互交流を図ることができるくつろぎの場（交流機能）

なお、利用者の安全性を十分に確保するため、下足スペースを広くするなどの配慮を行います。

4 多目的交流室

利用者の健康の増進を図ることを目的とした運動教室、健康教室、介護予防教室などのほか、小規模の講演会やイベントなどを開催することができる場（生きがいづくり機能・健康づくり機能・交流機能）

なお、高齢者や障がい者の利便性を確保するため、テーブルと椅子を設置します。

5 健康相談室

個人情報やプライバシーの保護に配慮しながら、利用者が健康に関する相談やアドバイスを気軽に受けることができる場（健康づくり機能）

6 売店

長時間滞在する利用者や観光客などに茶菓子、お土産などを提供する場

7 その他

- (1) 現在、かまた荘、ふれあい荘及び公衆浴場を合わせて自家用車26台分しかない駐車場について、かまた荘の跡地を含めて自家用車80台分程度に拡充し、十分なスペースを確保します。
- (2) 受動喫煙の防止と利用者の健康に配慮し、新施設の敷地内を禁煙とします。
- (3) 乳幼児を連れた利用者の利便性の向上を図るため、授乳スペースやおむつ交換台を設置します。
- (4) 温泉や地下水の水位の低下を防ぎ、かつ、その保全を図る観点から、地下水を利用して駐車場などの除雪又は消雪を行う無散水消雪設備は、整備しないこととします。
- (5) 海外からの観光客に対応するため、施設内の案内等の外国語標記について検討します。

第5章 新施設の概要

第4章の新施設の具体的な機能を踏まえ、新施設の概要は、次のとおりとします。

- 1 敷地面積 約2,400㎡
- 2 建物構造 木造平屋建て
- 3 建築面積 約1,000㎡
- 4 主な施設
 - (1) 浴場
内訳
ア 高齢者・一般利用者・観光客用
 (ア) 大浴槽×2 (男・女)
 (イ) 小浴槽×2 (男・女)
イ 障がい者用 (貸切)
 小浴槽×2 (男・女)
 - (2) 休憩室 4室又は5室
 - (3) 休憩ラウンジ
 - (4) 多目的交流室
 - (5) 健康相談室
 - (6) 売店
 - (7) 事務室
 - (8) 玄関ホール
 - (9) 風除室
 - (10) その他 (トイレ、機械室、洗濯室、倉庫など)
- 5 駐車場 自家用車80台分程度
内訳
 - (1) 新施設の敷地内 自家用車30台分程度
 - (2) かまた荘の跡地 自家用車50台分程度

新施設の建設に係る補助事業について、国、県などに照会した結果については、次のとおりとなっています。

1 関係する補助制度について

- (1) 厚生労働省関係（山形県単独事業を含む。）

該当する補助制度なし（県健康長寿推進課などに確認）。

- (2) 経済産業省関係

該当する補助制度なし（東北経済産業局産業振興課に確認）。

- (3) 国土交通省関係（市都市計画課に確認）

ア 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）

(ア) 天童古城関係については、平成29年度に終了予定

(イ) 天童駅からの電線地中化事業（事業化の可否について関係機関と協議中）

a エリアを設定し、その範囲内の地域の課題を解決していく事業

b 特定の住民層が利用する施設や健康増進を目的とする施設は、対象外

イ 都市再構築戦略事業

立地適正化計画の策定と高齢者交流拠点誘導区域の設定が必要であり、将来の市街化調整区域外地域の開発にも影響を与えるため、不適當

- (4) 農林水産省関係（市農林課に確認）

ア 森林・林業再生基盤づくり交付金事業（林野庁）

山形県森林・林業再生基盤づくり交付金事業

(ア) 補助率は、15%（以前は50%）。ただし、建物の基礎、柱、壁、屋根などの本体工事部分のみが補助対象となる（機械設備工事、電気設備工事、浴場などは、補助対象外）。

(イ) 全体の事業費の中における県産木材費が占める割合（費用対効果）などの交付基準が厳しくなり、当該事業が求める費用対効果をクリアすることが困難であると推測される。

(ウ) 以前より当該交付金を要望する自治体が多くなったことから、事業の採択が厳しい状況にある。

以上のことから、新施設の建設に活用することができる国・県の補助制度が見当たらないため、市単独事業として整備するものとします。

2 「工業再配置促進事業費補助金」の返還の要否について

ふれあい荘及び公衆浴場を建設する際に活用した「工業再配置促進事業費補助金」の返還の要否については、東北経済産業局から「施設の処分制限は50年であるが、自治体が補助金を活用した財産について、取得から10年を経過したものについては、社会情勢の変化に対応するためといった理由がある場合、国庫への納付を求めずに処分することができる。なお、当該処分理由が適当かどうかについては、詳細を確認した上、当局が判断する」との回答がありました。

したがって、新施設の整備計画が固まった段階において、東北経済産業局と協議するものとします。

参考資料 近隣の類似施設の当初及び改築時の補助金等の活用状況

No.	施設名	当初建設年度	補助金等の 活用の有無	改築年度	補助金等の 活用の有無
1	天童最上川温泉 「ゆぴあ」	平成 9 年度	無	平成 2 3 年度	無
2	碁点温泉 クアハウス碁点 (村山市)	昭和 5 7 年度	無	平成 2 5 年度	無
3	べにばな温温泉 ひなの湯 (河北町)	平成 1 1 年度	無	なし。	
4	ひまわり温泉 ゆらら (中山町)	平成 5 年度	有 地域総合整備 事業債（国） ※平成 1 3 年度 に廃止	平成 2 8 年度	有 ひまわり温泉 整備基金繰入金 (町)
5	寒河江市市民浴場	昭和 5 8 年度	無	平成 2 年度	無

第7章 新施設の整備スケジュール

新施設については、平成32年4月のオープンを目指します。

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
建設用地関係	基本構想等の策定	土地の取得価格の鑑定	土地の取得	
建設・設備関係		設計業者の選定	新施設の建設・ふれあい荘の解体	かまた荘の解体
駐車場・外構関係		地質調査・基本設計・実施設計	駐車場の整備	外構工事等・駐車場の整備
運営関係			指定管理者の選定	

